令和８年度第４回農業委員会総会　議事録

１．開催日時　　令和８年７月９日（木）　午後１時３０分から午後３時２０分

２．開催場所　　鳥取市人権交流プラザ　３階　大ホール

３．出席委員　　（１６名）

会　長	８番	濱　田　　香	会長職務代理者	６番	田　渕　　緑
委　員	１番	福　田　淳一郎	委　員	１１番	河　毛　早　苗
〃	２番	中　村　　精	〃	１２番	西　尾　真　帆
〃	３番	山　田　準　二	〃	１３番	藏　内　敏　博
〃	４番	砂　川　重　雄	〃	１４番	石　谷　　隆
〃	５番	建　部　憲　二	〃	１５番	柳　田　和　廣
〃	９番	小　林　光　徳	〃	１６番	竹　森　　潔
〃	１０番	下　田　義　男	〃	１９番	川　上　信　温

４．欠席委員　　（２名）

委　員	７番	小　林　照　美	委　員	１７番	福　安　　修

５．農地利用最適化推進委員　（３６名出席）

鳥　取	川　島　　忍	湖　南	福　田　幸　司	用瀬町	西　村　　勝
〃	安　場　　信	〃	木　浪　哲　夫	〃	池　本　和　明
〃	太　田　　忍	湖　東	佐々木　文　仁	佐治町	山　下　増　治
邑　美	有　本　知　勝	〃	山　根　一　美	〃	小　谷　　章
〃	竹　内　七　郎	国府町	山　脇　　隆	気高町	角　田　　完
〃	山　根　昌　博	〃	福　田　克　彦	〃	山　下　泰　之
せんだい	有　田　　裕	福部町	平　林　秀　庸	〃	居　川　春　好
高　草	前　田　　洋	〃	谷　口　泰　彦	鹿野町	谷　口　和　人
〃	内　田　洋之助	河原町	荻　原　　誠		橋　本　和　夫
〃	山　岡　　茂	〃	大　谷　太　志	青谷町	花　原　伸　幸
〃	宮　本　計　温	〃	高　田　三　朗	〃	井　上　智　朗
湖　南	森　　清　美	〃	漆　原　清　志	〃	大　石　剛　史

６．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議事

議案第１７号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第１８号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第１９号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第２０号　非農地証明について
議案第２１号　鳥取市農用地利用集積等促進計画案について

第３　報告事項

（１）　農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について
（２）　公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
（３）　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

７．事務局　　川口局長　太田局長補佐　近藤係長　福田主任　小出主事
（農林水産部農政企画課　小谷課長　笹岡係長　山本主任）

８．会議内容

	開会：午後１時３０分
川口局長	ただ今から、令和８年度第４回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 （会長あいさつ）
川口局長	まず、定足数の確認ですが、委員１８名中１６名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第４条第１項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号１番　福田委員、１９番　川上委員にお願いします。
議長	議事に入ります。議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	申請がありましたのは、整理番号２１番から２６番、及び２８番の７件です。 なお、整理番号２７番は、申請が取下げとなりましたので、欠番としています。 整理番号２１番は、河原町和奈見で売買による所有権移転です。 整理番号２２番は、気高町睦逢で営農型太陽光発電設備のための地上権設定です。 整理番号２３番は、湖山町南五丁目で売買による所有権移転です。 整理番号２４番は、青谷町澄水で贈与による所有権移転です。 整理番号２５番は、福部町岩戸で売買による所有権移転です。 整理番号２６番は、本高で売買による所有権移転です。先回の総会で不許可と決定した後、貸借による耕作を提案したところ、譲渡人の強い意向もあり、再申請されたものです。審議において、全部効率利用要件や常時従事要件を充足しているか不明瞭という判断でしたが、具体的な計画等が示されたため、今回の申請を受理しました。 整理番号２８番は、鹿野町岡木で売買による所有権移転です。 いずれも、申請内容は農地法第３条第２項各号の許可をすることができない事項に該当していないと見受けられ、許可要件を満たしているものと思われます。
議長	それでは、整理番号２１番を審議します。 担当の高田推進委員、報告をお願いします。
高田委員	７月６日に田渕農業委員、事務局、譲受人と私で、現地を確認しました。申請地は集落の近くにある圃場整備された田です。譲渡人の経営規模縮小により、近隣で耕作している譲受人へ売買することになりました。機械等も揃っていますし、許可相当と判断します。
議長	引き続き、担当の田渕農業委員、報告をお願いします。
田渕委員	高田推進委員が報告してくれたとおりで、何ら問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号２１番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）

議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号２２番は、この後の第５条許可申請、一時転用の整理番号３番と関連していますので、併せて審議することとします。 では、整理番号２３番を審議します。 担当の山根一美推進委員、報告をお願いします。
山根(一)委員	７月２日に川上農業委員、佐々木推進委員、事務局、譲受人の親族と私で、現地を確認しました。申請地やその周辺は湖山池の汽水化事業に伴い、一帯を牧草畑としています。申請者両名は親戚関係にあり、耕作地が隣接していますので、許可することに問題ないと判断します。
議　　長	引き続き、担当の川上農業委員、報告をお願いします。
川　上　委　員	山根一美推進委員から報告があったとおり、許可することに問題はありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号２３番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号２４番を審議します。担当の大石推進委員、報告をお願いします。
大　石　委　員	７月７日に竹森農業委員、井上推進委員、事務局、譲受人の親族と私で、現地確認を行いました。譲渡人は耕作することができないため、近隣で長年にわたり耕作している譲受人へ贈与することにしたようです。許可することに問題ありません。
議　　長	引き続き、担当の竹森農業委員、報告をお願いします。
竹　森　委　員	大石推進委員の報告のとおり、譲受人はこの集落の出身で実家の父と一緒に農業をしており、将来的には地元に帰って来るようです。農業機械も保有していますので、許可することに問題はないものと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号２４番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号２５番を審議します。担当の谷口泰彦推進委員、報告をお願いします。
谷口(泰)委員	７月１日に平林推進委員、事務局、申請代理人の行政書士と私で、現地を確認しました。申請地は集落の奥側の畑で、少し草が生えているものの、管理されています。 譲受人は以前、譲渡人の隣家でしたが、現在は市内に住んでいます。高齢ですが、近くにいる甥や孫にも手伝ってもらい、野菜やキウイを栽培するとのことです。 許可することに問題はないものと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。

	（質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号２５番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号２６番を審議します。担当の内田推進委員、報告をお願いします。
内田委員	先日、譲渡人の娘さんともお会いして話をしましたが、本人が高齢であり家と農地を早く処分したいので、貸借ではなく譲渡の申請にこだわられています。 あらためて譲受人とも話をしたのですが、徳尾の家の近くで畑をしているとのことなので確認したところ、きれいに耕作してありましたし、このたび軽トラックを購入したそうです。他の農業機械についても購入を予定しており、農機具置場についても整備する計画を立てています。近隣の大規模農家を紹介したのですが、２時間くらい様々な話をしたようです。本人と妻が農作業に従事するほか、鳥取には母と、会社の従業員がいますので、支障が生じないようにされるものと思います。
議　　長	引き続き、担当の中村農業委員、報告をお願いします。
中村委員	私も、あらためて譲受人とは２時間ほど話をしましたが、とにかく地域を盛り上げたいという前向きな意志を感じました。譲渡人の事情もあるようなので、再申請するよう助言したものです。具体的な計画も立てていますし、許可相当と判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。
建部委員	譲受人は２拠点生活をされていますが、必要な農作業はできるという判断ですか。
中村委員	もともと一月の半分はおられますし、サポート体制があれば十分可能と思います。
竹森委員	農業経験は有るのですか。
内田委員	親戚の手伝い程度しかないので、周囲の農家等に教わりながらするとのことです。
藏内委員	先月の審議で決定したものが、すぐに再申請されたわけですから、申請内容の違いについて整理しておく必要があるのでは。
議　　長	では、事務局から説明してください。
事　務　局	まず、全部効率利用要件についてですが、導入する農業機械について具体的に選定され、保管場所についても整備する予定です。技術面でも、経験不足を補えるよう、指導・助言を受ける体制になっていますので、適切に耕作されるものと考えます。 次に、常時従事要件ですが、本人が年間１６０日従事するほか、妻や母も農作業にあたるという内容であり、問題はありません。 そして、地域との調和要件ですが、地元集落や水利組合とも協力しますし、近隣で農地を集積している認定農業者の利用を分断するようなものではありません。 以上が、前回に比べて具体化された点です。
竹森委員	農地法第３条第５項によると、許可には条件を付すことができるので、違法に転用するとか、耕作放棄する場合は取り消してはどうか。
事　務　局	許可書には常にその内容を記載しています。

議　　長	それでは、質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号２６番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （挙手１１名／１５名）
議　　長	賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号２８番を審議します。担当の谷口和人推進委員、報告をお願いします。
谷口(和)委員	７月２日に砂川農業委員と私で、現地確認をしました。申請地については、所有者が亡くなってから、今後の耕作を心配していたところでした。譲受人は早期退職し、農業に勤しんでいますので、許可することに全く問題ありません。
議　　長	引き続き、担当の砂川農業委員、報告をお願いします。
砂　川　委　員	譲受人はやる気に満ちており、新規導入した農業機械の格納庫も整備しています。これからの担い手として頑張ってもらえるよう応援したいと思います。 許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号２８番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号２２番を除き、議案第１７号「農地法第３条の規定による許可申請について」は以上です。 それでは、議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	申請がありましたのは、整理番号５番、６番の２件です。 整理番号５番の申請地は青谷町楠根で、転用目的は駐車場です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。 整理番号６番の申請地は福部町八重原で、転用目的は墓地です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は代替地なしとしています。
議　　長	では、整理番号５番を審議します。担当の大石推進委員、報告をお願いします。
大　石　委　員	７月７日に竹森農業委員、井上推進委員、事務局、申請者と私で、現地確認を行いました。先月の現地確認の際に、当該地も手続きなく造成されていることが判明したため、申請するように指導しました。亡夫が行ったもので、申請者は全く何も知らなかったそうです。許可基準にも適合するため、追認許可が妥当と判断しました。
議　　長	引き続き、担当の竹森農業委員、報告をお願いします。
竹　森　委　員	申請者に悪意はなく、反省しています。追認許可については、最高裁判所判例にもあり、鳥取県の判断基準に照らしても問題ないと判断します。 農地パトロールによって早期発見することとともに、農地転用許可制度についても、もっと周知が必要と感じます。

議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号５番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号６番を審議します。担当の平林推進委員、報告をお願いします。
平林委員	７月１日に最適化推進委員２名と事務局で、現地を確認しました。 申請地は１０年くらい前までは果樹園でしたが、父親が亡くなってからは廃園し、今は一部で畑とし利用しているのみになっています。山中にある墓地を移転したいという申請であり、許可するに問題ないものと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号６番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で、議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第１９号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	申請がありましたのは、整理番号５番から１１番、一時転用３番の計８件です。 整理番号５番の申請地は湖山町南四丁目で、転用目的は道路拡幅です。農地区分は、農業公共投資の対象農地に該当するため、第１種農地と判断し、許可根拠は公益性の高い事業です。 整理番号６番の申請地は気高町新町一丁目で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、土地区画整理事業施行区域に該当するため、第３種農地と判断し、原則許可となります。 整理番号７番の申請地は鹿野町今市で、転用目的は住宅建築です。農地区分は、管埋設道路沿道の区域に該当するため、第３種農地と判断し、原則許可となります。 整理番号８番の申請地は用瀬町川中で、転用目的は蓄電池設置です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は代替地なしとしています。 整理番号９番の申請地は気高町北浜一丁目で、転用目的は住宅建築です。農地区分は、土地区画整理事業施行区域に該当するため、第３種農地と判断し、原則許可となります。 整理番号１０番の申請地は本高で、転用目的は駐車場です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は代替地なしとしています。 整理番号１１番の申請地は国府町玉鉾で、転用目的は住宅建築です。農地区分は、宅地割合が４０％超の区域内に該当するため、第３種農地と判断し、原則許可となります。 一時転用３番の申請地は気高町睦逢で、転用目的は営農型太陽光発電設備です。農地区分は、農用地区域内農地に該当し、許可根拠は一時転用です。
議　　長	それでは、整理番号５番を審議します。

	担当の山根一美推進委員、報告をお願いします。
山根(一)委員	７月２日に川上農業委員、佐々木推進委員、事務局と私で、現地を確認しました。これまでにも何回か報告した件ですが、開発事業者が市街化区域で宅地造成するのに関連し、市道を拡幅するものです。許可することに問題ないと判断します。
議　　長	引き続き、担当の川上農業委員、報告をお願いします。
川　上　委　員	山根一美推進委員から報告があったとおり、道路幅員がやや狭い箇所があるため、約50ｃｍ拡げて６ｍ道路にするようです。許可することに、何ら問題はありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号５番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号６番を審議します。担当の石谷農業委員、報告をお願いします。
石　谷　委　員	７月６日に浜辺推進委員、事務局と私で、現地を確認しました。申請地の周辺は、小学校や商業施設が近いこともあって、どんどん住宅が建っている地域です。近隣には農地がなく、まったく問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号６番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号７番を審議します。担当の谷口和人推進委員、報告をお願いします。
谷口(和)委員	７月２日に砂川農業委員と私で、現地確認をしました。申請地は、集落内に残っていた畑です。周辺は既に住宅であり、農地転用することに全く問題はありません。
議　　長	引き続き、担当の砂川農業委員、報告をお願いします。
砂　川　委　員	谷口和人推進委員が報告してくれたとおり、許可相当と判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号７番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号８番を審議します。担当の池本推進委員、報告をお願いします。

池本委員	7月2日に最適化推進委員2名、事務局と申請代理人の行政書士で、現地を確認しました。申請地は元々、水田でしたが、数年前の豪雨災害で千代川から越水し、それ以来耕作出来ておらず、原野化しつつあります。それを有効活用できるということで計画されたようです。
議長	質疑・意見はございませんか。
柳田委員	そもそも何をするために蓄電するのですか。
事務局	使用電力に昼夜で差があるように、大容量のバッテリーに蓄えた電気を、需給調整して売電するという事業です。
建部委員	別の場所だが、許可されてからかなり日にちが経っているが未着工となっている。この件についてはどうですか。
事務局	電力会社との連携承諾、事業計画と資金計画などを確認しましたが、速やかに工事完了するものと見込んでいます。 なお、未着工事案について、事業者には進捗状況を報告させていますし、申請代理人を通じ、逐一状況を把握するようにしています。
議長	それでは、質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号8番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号9番を審議します。担当の石谷農業委員、報告をお願いします。
石谷委員	7月6日に浜辺推進委員、事務局と私で、現地を確認しました。こちらも、小学校が近く、周辺はどんどん住宅が建っています。まったく問題ないと判断します。
議長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号9番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号１０番を審議します。担当の内田推進委員、報告をお願いします。
内田委員	申請地について、以前は水田でしたが、その機能を失いおり、畑として利用されていました。第3条申請の２６番の関連になりますが、ここに田植え機、トラクター、コンバイン等の農機を置きたいというものです。周辺農地にも全く影響はないため、問題ありません。
議長	引き続き、担当の中村農業委員、報告をお願いします。
中村委員	内田推進委員が報告してくれたとおりであり、許可相当と判断します。
議長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議長	無いようですので採決に移ります。

	整理番号１０番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、整理番号１１番を審議します。担当の山田農業委員、報告をお願いします。
山田委員	７月３日に山本推進委員、事務局、私と申請者で、現地を確認しました。申請地の周辺は、ダム工事に伴う集団移転のために住宅地として造成した土地の一区画です。 申請者は認定農業者に雇用されて農業をしており、将来的には独立することを考えています。この地域の担い手として育ってくれることを期待していますし、転用許可は妥当と考えます。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１１番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に、一時転用３番を審議します。担当の角田推進委員、報告をお願いします。
角田委員	７月６日に石谷農業委員、事務局、市の農政企画課と私で、現地確認をしました。営農型太陽光発電をしている土地であり、パネル下部では原木シイタケが栽培されています。この時期は、ほだ木を入れ替えているため、申請地に伏せてありませんが、順調に生育していることは常時確認しています。この申請は、当初許可から３年経過することによる更新手続きであり、期間延長することに、全く問題はありません。
議　　長	引き続き、担当の石谷農業委員、報告をお願いします。
石谷委員	角田推進委員が報告してくれたとおりです。近隣で生産した原木シイタケ販売する等、地域密着で取り組んでいます。許可相当と判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 一時転用３番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で、議案第１９号「農地法第５条の規定による許可申請について」を終わります。 また、議案第１７号の第３条許可申請、整理番号２２番は、本件に関する地上権の設定ですが、原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 続きまして、議案第２０号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事　務　局	申請がありましたのは、整理番号３０番から３８番の９件です。 申請地の所在、該当事由、現況等につきましては議案書に記載のとおりですので、ご確認ください。
議　　長	それでは、整理番号３０番を審議します。 担当の竹森農業委員、報告をお願いします。
竹森委員	７月７日に大石推進委員、井上推進委員、事務局と私で、現地を調査しました。 申請者は遠方ですが、娘さんは市内に在住で、立会は都合がつきませんでしたが、聴き取りをしました。申請地は、いかり原放牧場の東側に位置し、４０年以上前から畑として利用しておらず、山林になっています。 長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３０番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３１番を審議します。担当の佐々木推進委員、報告をお願いします。
佐々木委員	７月２日に川上農業委員、山根一美推進委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地は集落の端で、申請者の自宅の裏山です。雑木林になっており、農地に復元することは不可能です。 長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３１番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３２番を審議します。担当の宮本推進委員、報告をお願いします。
宮本委員	７月２日に小林光徳農業委員、事務局、申請者と私で現地を調査しました。 隣接地は昨年、転用許可を受けて駐車場やポンプ小屋を整備しています。申請地はかなり昔から住宅の敷地の中で、一体をなしています。 人為的な潰廃地で２０年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断して問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３２番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３３番を審議します。担当の福田幸司推進委員、報告をお願いします。

福田（幸）委員	７月１日に福田淳一郎農業委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地は自宅敷地の一部で、平成１５年から納屋が建っています。 人為的な潰廃地で２０年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断して問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３３番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３４番を審議します。担当の谷口泰彦推進委員、報告をお願いします。
谷口（泰）委員	７月１日に濱田農業委員、平林推進委員、事務局と私で、現地を調査しました。 申請者は海士集落の生まれですが、実家は既に廃農しており、申請地も２０年以上前から耕作されていないため。葦が生い茂っています。 長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３４番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３５番を審議します。担当の佐々木推進委員、報告をお願いします。
佐々木委員	７月２日に川上農業委員、山根一美推進委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地は美萩野団地のすぐ横で、市街化区域内です。３０年以上前から耕作されていないため、雑草や雑木が繁茂しています。 長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３５番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３６番を審議します。担当の山田農業委員、報告をお願いします。
山田委員	７月３日に吉永推進委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地は山中で急傾斜地なので、県道から確認しましたが、杉林になっています。 長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）

議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３６番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３７番を審議します。担当の前田推進委員、報告をお願いします。
前田委員	７月３日に中村農業委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地は約５０年前に曳家をし、住宅敷地の一部としていましたが、現在は廃屋になっています。かなり雑木も生い茂り、今では鳥獣の棲家になっています。 人為的な潰廃地で２０年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断して問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３７番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３８番を審議します。担当の山田農業委員、報告をお願いします。
山田委員	７月３日に吉永推進委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地は県道脇の狭小地で、萱などが生い茂っています。周辺も墓地や原野です。 長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３８番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第２０号「非農地証明について」を終了します。 続きまして、議案第２１号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用しようとする農地の面積は、田が６２，５９３㎡、畑は３２，４３４㎡、樹園地２５７㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権３３件、使用貸借による権利４６件の合計７９件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議　　長	一括で質問・意見を受け付けます。 （質疑・意見なし）

議　　長	無いようですので、採決に移ります。 議案第２１号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 （１） 農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について （２） 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について （３） 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議　　長	以上で本日の審議を終了したいと思います。 これで令和８年度第４回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会　午後３時２０分